

公益社団法人浦安青年会議所 運営規程

第1章 目的

第1条 本規程は、公益社団法人浦安青年会議所（以下本会議所という）の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるため組織、運営等に関する事項を定めたものである。

第2章 役員の任務

第2条 本会議所の役員は、定款に定める事項のほか、次の任務を有する。

1 理事長

- (1) 本会議所の代表として対外的な発言をし、すべての事業の総括責任をもつ。
- (2) 日本青年会議所総会、地区協議会、ブロック協議会及び会員会議所会議に出席し、本会議所の有する表決権の行使及び意見の発表を行う。

2 副理事長

- (1) 理事長と連絡を密にして、常に意見の調整と統一をはかり、本会議所の円滑な運営のため、一体となって努力する。
- (2) 各々分掌の委員会を統轄して、活発な活動をはかり、各委員会の連絡調整をはかる。但し、次章に規定する室長が設置された場合においては、本号規定の任務を当該室長に委嘱することができる。

3 専務理事

- (1) 理事長を補佐し所務を処理する。

4 財務理事

- (1) 理事長、副理事長並びに専務理事を補佐して、財務・会計事務を処理する。

5 理事

- (1) 理事は、本会議所目的達成のために、事業を企画、検討、実施し、議事録又は報告書を作成し、担当副理事長を経て理事長に提出する。

6 監事

- (1) 監事は、本会議所の業務及び財産状況を監査し、必要ある時は理事長に報告書を提出しなければならない。

第3章 室長

第3条 本会議所は、その行う事業の遂行上必要と認めるときは、理事会の議決により室長を置き、副理事長がその任務として有する第2条第2項第2号前段に規定する任務を行わせることができる。

- 2 室長は、理事会の議決により理事の中から選任する。
- 3 選任すべき室長の員数は、理事会の議決によりこれを定める。
- 4 室長は、各委員会の会議に出席し、その職務の遂行に関して指導・監督・助言を行う。
- 5 室長は、理事長及び副理事長の求めに応じ、各委員会の職務遂行の状況を報告しなければならない。

第4章 出席

第4条 本会議所の正会員の出席に関しては、次のとおりとする。

- (1) 3カ月毎に例会出席率を発表し、年間出席率の最低限界を30%とし、この基準に満たない出席率の正会員については、定款15条の定めるところにより除名することができる。
- (2) すべての会合において欠席、遅刻、早退する場合は、必ず届出ること。
- (3) 理事会が認めた青年会議所関係の公務のために総会、例会及び理事会を欠席した場合は、出席したものとして取り扱う。但し、総会においては委任状又は議決権行使書等を提出することを必要とする。

第5章 例会・定例理事会

第5条 例会は、原則として、毎月第1・第3の月曜日若しくは水曜日に開催する。但し、日程に変更のある場合は、理事会において決定する。

2 例会の運営については、少なくとも前月の理事会において、承認を受けなければならない。

第6条 定例理事会は、原則として、毎月第2月曜日に開催する。

- 2 各委員会の副委員長は、理事会に出席して、当該委員会の委員長である理事を補佐す

る事ができる。

第6章 委員会

第7条 本会議所は、その目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、又は実施するために、総務、会員開発、指導力開発、社会開発の職務を遂行する委員会を設置する。

2 各委員会の名称は、理事会の承認を得て決定する。

3 別に必要あるときは、理事会の承認を得て委員会を設置し、職務分掌を決定する。

第8条 委員会には委員長1名、副委員長1名以上及び委員若干名をおく。

2 委員長は、理事のうちから理事長が理事会の承認を得て任命する。

第9条 各委員会の職務分掌は、次の通りとする。但し、必要ある時は理事会の承認を得てこれを変更することができる。

1 総務の職務

(1) 事務局の管理

(2) 総会、理事会、例会開催に関すること

(3) 会員名簿の完備

(4) 褒賞、表彰、慶弔に関すること

(5) 事業計画書、事業報告書、収支予算書、決算書等の総会議案書の作成

(6) 定款諸規定に関すること

(7) 物品、備品の管理に関すること

(8) ホームページ、ソーシャルネットワークサービスの管理及び会報の発行

(9) 公益審査、規則審査、財政審査に関すること

(10) 日本青年会議所及び会員会議所との情報交換

(11) 青年会議所活動の対外的PR及び報道関係への連絡

(12) 各委員会への連絡調整事務及びその他、各委員会に属さない事項

(13) 関係団体への連絡提携

(14) 個人情報及び特定個人情報、マイナンバー等の管理

2 会員開発の職務

(1) 会員の入退会に関すること

(2) 出席率向上に関すること

(3) 会員相互の親睦と友情に関すること

(4) 会員会議所との交流、交歓

(5) 家族会の開催など、会員家族間の親睦をはかること

(6) 各種会合への参加奨励

3 指導力開発の職務

(1) 自己啓発、会員訓練に関すること

(2) 議事法及び実戦指導力の徹底

(3) 経営訓練に関すること

(4) 地方行政に関すること

4 社会開発の職務

(1) 地域社会に関すること

(2) 地域福祉に関すること

(3) 交通、環境問題に関すること

(4) 青少年の健全育成に関すること

(5) 国際交流に関すること

第7章 次年度事業計画策定協議会

第10条 本会議所は、次年度の事業計画及び予算案の策定を行うため、次年度事業計画策定協議会(以下協議会という)を置くことができる。

2 理事長は、定款第65条第1項に規定する事業計画書等の作成に当たり協議会に諮り、その決定を参考とすることができる。

第11条 協議会は、協議会長1名、副会長4名以内、他議員を含む、最大20名以内で構成し、総会にて選出される次年度理事長候補者が協議会会長を兼任するものとする。

2 協議会長は、選出された後相当の期間内に、副会長及び議員を指名により選出する。副会長が2名以上の場合は順列をつけておく。

3 協議会長に欠員が生じたときは、新たな協議会長が選出されるまで順列が上の副会長が協議会長の任務を代行するものとする。

4 副会長及び議員に欠員が生じたときは、その補欠は本条第1項及び前々項に準じ選出される。

第12条 協議会長、副会長及び議員の任期は、前条第1項により指名選出された年の12月31日までとする。

2 補欠として指名選出された協議会長、副会長及び議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

第13条 協議会は、協議会長が招集する。

第14条 協議会の議長は、協議会長若しくは協議会長の指名した者がこれにあたる。

第15条 協議会の議事は、協議会長及び副会長を含めた議員の過半数の出席をもって成立し、その出席者の過半数をもって決する。

第16条 協議会の議事については議事録を作成し、出席した協議会長及び副会長がこれに署名又は記名押印する。

第8章 褒 賞

第17条 本会議所における褒賞は、青年会議所運動に顕著な功績のあった個人、団体又は委員会、会員に対して、理事会の決定により行う。

第18条 年間例会出席率が100%の会員を褒賞する。

第9章 後援・協力

第19条 後援、協力を本会議所に依頼する団体、個人、法人（以下主催者という）はその事業（この場合、後援、協力するすべてのものをいう）の企画書又はそれに準ずるものと本会議所が用意した「後援、協力申請書」を本会議所理事長宛てに提出しなければならない。「後援、協力申請書」は別途指定する。

第20条 「後援・協力申請書」は理事長判断のもと、許可することができる。但し、理事会にて報告を行うものとする。

第10章 個人情報及び特定個人情報等の取扱い

第21条 個人情報及び特定個人情報等の厳格な保護を重大な社会的責任と認識し、本会議所としての基本方針を定め、個人情報及び特定個人情報等の取扱い範囲、取扱い担当者等を明確にして、安全管理措置体制の構築、整備を行う。

細 則

第22条 本規程の施行に関する細則は、理事会の議決をもって定める。

《制定記録》

1992年	1月	1日	制定施行
1995年	1月	1日	改正施行
1996年	1月	1日	改正施行
2012年	11月	13日	改正施行
2013年	11月	20日	改正施行
2015年	11月	18日	改正施行
2017年	5月	17日	改正施行
2017年	8月	29日	改正施行
2018年	1月	10日	改正施行
2018年	3月	12日	改正施行
2021年	7月	21日	改正施行